

しながわ出会いの湯事業実施要綱

制定	平成 9 年 4 月	要綱第 6 1 号
改正	平成 1 0 年 3 月	要綱第 2 0 号
改正	平成 1 2 年 2 月	要綱第 5 号
改正	平成 1 3 年 2 月	要綱第 9 号
改正	平成 2 4 年 3 月	要綱第 9 7 号
改正	平成 2 7 年 4 月	要綱第 5 2 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の公衆浴場を利用し、高齢者が気軽に参加できるお楽しみプログラム（以下「プログラム」という。）と入浴サービスとを提供するしながわ出会いの湯事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の介護予防および健康と生きがいがづくりに役立てるとともに、併せて、区内公衆浴場の振興を図ることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 事業は、品川区が、品川区公衆浴場商業協同組合および公益社団法人品川区シルバー人材センターに委託して実施する。

(実施場所)

第 3 条 事業は、品川区公衆浴場商業協同組合に加入する各公衆浴場で実施する。

(参加対象者)

第 4 条 事業の参加対象者は、区内に住所を有する 6 5 歳以上の者とする。

(実施内容)

第 5 条 事業は、次のとおりの内容とする。

- (1) プログラムは、原則として、毎週木曜日に実施する。
- (2) 入浴サービスは、原則として、毎週木曜日に実施する。

(しながわ出会いの湯カードの交付)

第 6 条 第 4 条の参加対象者には、第 3 条の実施場所で、別に定めるしながわ出会いの湯カードを交付する。

(参加方法)

第 7 条 事業に参加する際には、前条により交付されたしながわ出会いの湯カードを提示

する。

(参加費用)

第8条 事業の参加費用は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 品川区高齢者入浴券支給要綱（平成7年4月28日 品川区要綱第27号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年2月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日健康推進部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。